



気をつけて!

悪質商法・詐欺の こんな手口

監修：東京経済大学
教授・弁護士
村 千鶴子



“私は大丈夫”と思っていませんか？

残念なことに、世の中には人をだましてお金をもうけようとする悪質業者や詐欺犯がいます。

「私は大丈夫」と思っていても、相手はだましのプロ。ちょっとしたスキを狙われます。

「私も悪質業者に狙われるかもしれない」「家族が詐欺の被害にあうかもしれない」などと、消費者トラブルを“自分ごと”と考えて手口を学んでください。その知識が、いざというときに役立ちます。

佐賀市消費生活センター

子どもから高齢者まで、誰もが消費者トラブルにあう恐れが!

悪質商法や詐欺の被害にあうのは高齢者ばかりだと思っていませんか?

確かに高齢者は狙われやすい傾向にあります。しかし働き盛りの世代にはあやしい副業や投資詐欺、若い世代にはマルチ商法やキャッチセールス、さらに最近ではスマホを介して子どもにも被害が広がり、今や全ての世代で備えが必要になっています。

世代別 特に多い消費者トラブル



子ども・未成年者

- ゲームの課金トラブル
- フリマサイトのトラブル
- オーディション詐欺

など



働き盛り世代

- 投資詐欺
- 副業のトラブル
- 通販のトラブル

など

若者

- デート商法
- マルチ商法
- エステや美容医療のトラブル

など



高齢者

- 架空請求
- 催眠商法
- 送り付け商法

など



家族や地域で、 高齢者・若者の消費生活の見守りを!

悪質商法や詐欺から身を守るために、一人ひとりが気をつけることが重要ですが、それだけでは難しい場合もあります。特に高齢者と若者の被害防止には、周りの人の協力が不可欠です。

高齢になると、誰しも判断力が鈍くなり、悪質商法や詐欺の被害にあう危険が高くなります。一方、成人になったばかりの若者は、社会経験の少なさから悪質商法や詐欺に気づかず、被害にあってしまうことがあります。

高齢者・若者の消費者トラブル被害を防ぐために、家族や地域で見守っていきましょう。

高齢者の見守り注意ポイント

- 自宅に頻繁に見知らぬ人が出入りしている
- よくわからない工事を何度も繰り返している
- 急に宅配便が頻繁に届くようになった
- 金融機関やコンビニのATMに何度も行っているようだ



若者の見守り注意ポイント

- 急に手紙や宅配便が頻繁に届くようになった
- 電話やメールを隠れてするようになった
- ふざげこんでいる様子だ
- 急に羽振りがよくなったりお金に困っているようだ



高齢者・若者の様子を見守るなかで

「おかしいな」と思ったら、さりげなく声をかけてみましょう。

消費者トラブルに巻き込まれていた場合は、

消費生活センターに相談するよう勧めてください。

※消費生活センターへの相談はできるだけ契約当事者がすることが望ましいですが、難しい場合は付き添うなど配慮をお願いします。



いざというときに「危ないかも」と気づくために、悪質商法・詐欺の手口を知りましょう！

被害にあってもあきらめない 悪質商法・詐欺には解決策があります!

悪質商法や詐欺の被害にあってしまったとき、泣き寝入りは禁物です。契約をやめたり、お金を取り戻したりできる場合があるので、できるだけ早く消費生活センターに相談してください。

こんなときは契約をやめられます!

契約者が未成年者の場合

未成年者が親の同意を得ずにした契約は取り消せます。ただしおこづかいの範囲内の契約や成年だとうそをついた場合などは取り消せません。



契約者の判断能力が不十分だった場合

認知症の高齢者など、判断能力が低下した人がした契約は取り消せる場合があります。



不当な勧誘があった場合

事業者の不当な勧誘により、消費者が誤認や困惑して結んだ契約は取り消せます。



▲重要事項について事実と異なることを告げた



▲帰ってほしい、帰りたいという意思を無視した



クーリング・オフ制度が適用できる場合

クーリング・オフは、いったん契約しても、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち的な勧誘などにこの制度が設けられています。

クーリング・オフができる主な取引と期間

取引形態	適用対象	期間
訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠(SF)商法では店舗契約を含む	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による契約	8日間
特定継続的役務提供	エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法	20日間

こんな場合はクーリング・オフできません!

- 自分から店舗に出向いて購入したもの
- 自動車や自動車リース
- 使用してしまった消耗品
- 3,000円未満の現金取引
- 葬儀
- 訪問購入の場合、自動車（二輪を除く）、大型家電、家具、書籍、CD・DVD、ゲームソフト類、有価証券

クーリング・オフの方法は

国民生活センター クーリング・オフ

検索

中途解約ができる場合

エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7種の継続的な契約は、サービスの利用を開始してしまった後でも法律で決められた解約料を支払えば中途解約できます。

継続的なサービス契約の解約料の上限

サービスの種類	利用開始前	利用開始後(下記のいずれか低い額)
エステティック	2万円	未使用サービス料金の1割か2万円
美容医療	2万円	未使用サービス料金の2割か5万円
語学教室	1万5千円	未使用サービス料金の2割か5万円
家庭教師	2万円	月謝相当額か5万円
学習塾	1万1千円	月謝相当額か2万円
パソコン教室	1万5千円	未使用サービス料金の2割か5万円
結婚相手紹介サービス	3万円	未使用サービス料金の2割か2万円

このほかにも契約をやめられる場合があります。あきらめずに消費生活センターに相談してください

自宅である消費者トラブル

点検商法

「近所で工事をしています」と訪ねてきた作業員が、わが家の屋根だという写真を見せながら「屋根が壊れている。このままでは危ない」と工事を勧めてきた。「検討する」と伝えたが、「今契約したら半額にする」としつこく勧誘されて契約してしまった。



ポイント

- そもそも見せられた写真が本物かどうかわかりません。業者の言葉をうのみにせず、きっぱり断りましょう。不安なときは、信頼できる業者を自分で探して点検してもらいましょう。
- 「無料で点検する」などと訪問してきた業者は相手にしないようにしましょう。

こんな手口も注意!

「市から補助金が出る」「火災保険がおる」などと言われて契約したが、後からそれが出ないとわかった——というトラブルもあります。業者から補助金や保険の話が出ても、必ず自分で事実を調べましょう。

送り付け商法

「健康食品の試供品を送る」という電話があり、すぐに断つた。ところが数日後、断ったはずの健康食品が届き、3,980円の振込用紙が入っていた。



ポイント

- 身に覚えのない荷物は受け取りを拒否しましょう。
- 注文していないのに一方的に送り付けられた商品にお金を払う必要はなく、すぐに処分してかまいません。事業者から請求されても応じないようにしましょう。

訪問購入のトラブル

チラシで見た業者に着物の買い取りを依頼した。当日、業者に「貴金属はないか。査定だけでもいいから」と言われて指輪を見せたところ、強引に買い取られてしまった。



ポイント

- 買い取り業者には一人で応対せず、家族や知人に同席してもらいましょう。
- 買い取り業者から交付された書面はしっかり確認。書面が交付されない場合は交付を求めましょう。

緊急サービスのトラブル

自宅のトイレが故障し、ネット検索で出てきた格安業者を呼んだところ、修理が終わってから20万円も請求された。



ポイント

- 必ず事前に見積もりをとって金額を確認。できれば複数の会社の見積もりを比較検討して決めましょう。
- 普段から地元の工務店など信頼できる業者を探しておき、連絡先をメモしておくと安心です。

自宅売却のトラブル

マンションを売つてほしいと何度も電話してきた不動産業者が突然家に来た。仕方なく家に上げると、勝手に話を進められ、売却の書類にハンコを押してしまった。



ポイント

- 売却するつもりがなければ、はっきりと断りましょう。また今後も勧誘してほしくない旨も伝えてください。

インターネットからの消費者トラブル

定期購入のトラブル

SNSで「初回500円」という化粧品の広告を見て気軽に注文した。その翌月、同じ商品と5,980円の請求書が届いてびっくり。販売会社からは「初回500円は定期購入の契約」と言われた。



ポイント

- 消費者に都合の悪いことは小さく表示する悪質な業者もあります。小さい文字でも隅々まで読み、納得してから注文しましょう。
- 申込入力をしたら、最終確認画面をよく確認し、スクリーンショットを撮り保存しておきましょう。

偽SMS・メールのトラブル

携帯電話会社名で「ご利用料金の支払いが確認できません。以下のURLからご確認が必要です」というSMSが届いた。すぐにアクセスし、IDとパスワードを入力したところ、数か月後、不正な請求があった。



ポイント

- ほかにも、実在する通販サイト名や金融機関名、宅配便業者名でSMSを送ってくる手口があります。記載されたURLに安易にアクセスせず、事業者の公式サイトから情報を確認しましょう。

ネット通販のトラブル

大手メーカー公式サイトのセールで商品を購入。ところがいつまでたっても商品が届かない。不安になって調べると、自分が注文したサイトは公式によく似せてつくった偽サイトだとわかった。



ポイント

- 有名企業の公式サイトそっくりにつくられた偽サイトがあります。誤記やリンク不備が多い、クレジットカード決済がスムーズにできない、などの場合は偽サイトを疑いましょう。

こんな通販サイトは危ない！

- 定価や一般の流通価格より大幅に安い
- 販売業者の住所・電話番号の記載がない
- 連絡先のメールアドレスがフリーメールになっている
- 日本語の字体や文章表現に不自然な箇所がある
- 支払い方法が「銀行振り込みの前払い」しか選べない
少しでも不安がある通販サイトは利用しないほうが安心です。



サポート詐欺

突然パソコンの画面にセキュリティ警告と連絡先電話番号が表示された。電話をするとコンビニでプリペイドカードを買ってサポート費用を支払うよう言われた。



ポイント

- 電話番号が表示される警告はニセ警告です。絶対に電話してはいけません。
- 警告画面や警告音が出ても慌てず、画面を閉じるかパソコンを再起動しましょう。それでも消えない場合は、(独)情報処理推進機構の情報セキュリティ安心相談窓口 (<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>) に相談しましょう。

子どもの高額課金トラブル

小学生の子どもが、スマートフォンのライブ配信アプリで配信者への投げ銭に20万円の課金をしていた。父親のクレジットカードを無断で持ち出して登録したようだ。



ポイント

- ネット利用にあたってのルールを家族で話し合い、定期的に子どものネット利用状況を確認しましょう。
- 保護者のクレジットカードやキャリア決済の暗証番号などをしっかり管理しましょう。

もうけ話の消費者トラブル

ロマンス投資詐欺

マッチングアプリで知り合った相手から誘われ、海外の暗号資産取引サイトに100万円送金したが、その後連絡がとれなくなった。

ポイント

■マッチングアプリなどで知り合った相手から紹介された投資は、勧説者の実態も運営会社や運用実態も確認できないことが多い、資金を取り戻すことは極めて困難です。絶対にやめましょう。



利殖商法

A社から「C社の株を高値で買い取りたい」と電話があった。数日後、B社から「C社の株を買わないか」と電話があったため購入。ところがその後A社と連絡がとれなくなった。



ポイント

■もうけ話にはうそが多い。「値が上がる」「高値で買い取る」「手数料を払う」などのうまい話は、詐欺を疑いましょう。

マルチ商法（ネットワークビジネス）



友人に誘われた投資セミナーで、投資会社社長を名乗る男性を紹介された。「入会金30万円で誰でも必ずもうかる」「人を紹介すれば紹介料が入る」と勧説されたが、「お金がない」と断った。すると消費者金融に連れて行かれ、断り切れずに30万円を借りて入会。しかし全然もうからず、借金も返せなくて困っている。

ポイント

■友人・知人からの紹介であっても、契約したくなければきっぱり断りましょう。
■入会金や加盟料を払って組織に入会した会員が、友人・知人を組織に入会させ、その人がさらに新しい会員を加入させ組織を拡大していくのがマルチ商法。もうかるのは組織の上にいる人だけで、ほとんどはもうからない仕組みなので手を出さないほうが安全です。

⚠️ あいまいな断り方はダメ !!

「お金がない」などと言って断る消費者に対し、借金やクレジット契約をさせて強引に契約させる悪質な手口が増加しています。契約したくないときは、「お金がない」ではなく「いいません」「契約しません」ときっぱり断りましょう。

副業のトラブル

SNSで「1日10分で簡単にもうかる」という広告を見て副業サイトに登録した。しかし加盟料、チャット利用料などの名目でお金を払わされ、いつまでたっても仕事はこない。



ポイント

■楽して簡単に稼げる仕事はありません。ネット広告やSNSの情報をうのみにしないようにしましょう。

当選商法

「当選しました。1億円を支援します」というSMSが届いた。身に覚えはなかったが、「お金を受け取るために手数料が必要」というので、言われるまま何度も送金。しかし1億円は受け取れていない。



ポイント

■メールやSMSなどで簡単にお金がもらえる話がきても相手にしてはいけません。

その他の消費者トラブル

靈感商法

よくないことが続き占い師に姓名判断をお願いした。「このままでもっと悪いことが起きる。水晶の印鑑を押しながら祈ると運気が好転する」と言われ、勧められた印鑑を30万円で購入してしまった。



ポイント

- 人の悩みや弱みにつけ込んだり、不安をあおるような言動をする相手を信用しないようにしましょう。
- 悩みを「靈」「先祖」「運気」のせいにしたり、お金を払うことで救われようと考えたりせず、冷静になって考えましょう。
- 少しでも不安を感じたら、早めにその場を去るか、話を打ち切りましょう。長引けば長引くほど、冷静な判断ができなくなります。

電気・ガス契約 切り替えのトラブル

「電気とガスをセットで契約すると料金が安くなる」という勧誘電話が何度もあり、仕方なく契約したところが料金はむしろ高くなり、解約したいが連絡先もわからぬ。



ポイント

- 契約内容の詳細を伝えない、大手電力・ガス会社名をかたる、など悪質な業者がいます。相手の事業者名、連絡先、契約内容についてよく確認しましょう。
- 契約書面は必ず受け取って大切に保管しましょう。

次々商法

一人暮らしの高齢の母の家に、とても使い切れないであろう量の健康食品や布団などの商品が山積みになっていた。よく来る訪問販売員から購入したらしい。



ポイント

- 一人暮らしや日中一人で家にいる高齢者宅を狙う悪質な訪問販売員やリフォーム会社があります。家族や周囲の人でそれとなく見守るようにしましょう。

軽い気持ちでアクセスした無料占いサイト。無料なのは最初だけで、すぐ有料になった。やめようと思いつつやりとりを繰り返すうちに、数十万円の請求が来てしまった。



架空請求

「有料サイト利用料金未納」と書かれたはがきが届いた。身に覚えはなかったが、連絡がないと訴えるとあったので電話した。「今日中に支払えば訴えない」と言われてコンビニでお金を払ったが、その後も繰り返しお金要求される。



ポイント

- 「宛名（個人名）がない」「請求の内容に具体性がない」「社名や住所がない」などの請求は架空請求です。無視しましょう。
- 記載されている連絡先に電話をしてはいけません。不安なときは消費生活センターなどに電話しましょう。

賃貸住宅の原状回復

引っ越しの後、以前の家の管理会社から高額なクリーニング代の請求書が届いた。払わなくてはいけないのだろうか。



ポイント

- 通常の使用による损耗や経年劣化の修復は貸主の負担です。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、請求が適切かどうか管理会社と話し合いましょう。

悪質商法・詐欺 撃退5か条

1. 必要ないときは「いりません！」ときっぱり断る
2. 契約は家族や周りの人に相談してから
3. 他人に財産や家族構成などの情報を教えない
4. うまい話には裏があるので疑ってかかる
5. 困ったときは一人で悩まず、まず相談



消費生活全般に関する相談

消費者ホットライン ☎ 188

お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。
※受付時間はお近くの相談窓口によって異なります。

詐欺や振り込め詐欺、犯罪にあいそうになったら

警察相談専用電話 ☎ #9110

(携帯電話からも可)

※土日、祝日および時間外は、当直または音声案内で対応します。

靈感商法に関する相談

靈感商法等対応ダイヤル

 **0120-005931**

月～金 9:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

土日に相談できる窓口

全国消費生活相談員協会

東京 ☎ 03-5614-0189
平日 10:00～12:00／13:00～16:00

大阪 ☎ 06-6203-7650
平日 10:00～12:00／13:00～16:00

北海道 ☎ 011-612-7518
平日 13:00～16:00

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

東京 ☎ 03-6450-6631
平日 11:00～16:00

大阪 ☎ 06-4790-8110
平日 10:00～12:00／13:00～16:00

佐賀市消費生活センター

受付時間：月～金 9時～16時(土日・祝休日・年末年始除く)

☎ 0952-40-7087 (相談専用)